

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する各委員による改善提言

審査品質管理の実施体制・実施状況に関し、これらの評価を通じて得られた各委員による改善提言は、以下のとおりである。

1. 特許

(1) 評価項目③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- ・職員全員の品質管理に対する知識・能力を計画的に高めていくことが重要であり、職位・担当業務ごとにどのような品質管理の教育・研修を行うかを明確にすることが好ましい。（中條委員）

(2) 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・品質管理を含めた体制を整備するための審査官数の確保及び、その育成の充実を図ることが好ましい。（浅見委員、田沼委員）
- ・国際的に遜色のない体制を確立することが好ましい。（竹本委員）

(3) 評価項目⑤ 品質管理体制に関するもの

- ・外国庁を参考に、国際的に遜色のない品質管理体制のより一層の改善・強化を図ることが好ましい。（竹本委員、中村委員）

(4) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

i) 審査に関するもの

- ・協議対象とする案件の検討と協議の継続的な実施を進めることが好ましい。（浅見委員、小原委員、田沼委員）
- ・形式的瑕疵の発生を低減するための、支援ツールの継続的改善と提供を進めることが好ましい。（田沼委員）

ii) サーチに関するもの

- ・外国特許文献サーチのためのノウハウの更なる蓄積・共有、及び国内特許文献の再整備を通じた検索インデックスの充実を図ることが好ましい。（小原委員、田沼委員）
- ・異議申立・無効審判の結果を利用したサーチの改善のための手法を検討することが好ましい。（浅見委員）
- ・中長期的に見た特許文献サーチの動向調査として、AI技術を用いた特許文献サーチについての他庁の取組や企業の研究を調査し、中長期的な特許庁のサ

一手法を検討するに当たっての情報収集を進めることが好ましい。（小原委員）

iii) 審判官との情報共有に関するもの

- ・審判からのフィードバックに対する仕組みを明確化させることが好ましい。（長澤委員）

(5) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・サーチの適切性に関する品質管理手法の改善を図ることが好ましい。（浅見委員）
- ・品質監査の拡大を図ることが好ましい。（浅見委員）
- ・適時適切な品質監査を行うことが可能なシステムの整備を図ることが好ましい。（田沼委員）
- ・品質管理室で行うサンプルチェック件数を増やすことが好ましい。（長澤委員）
- ・よりの確にユーザーの意見を聴取するための手法の改善を図ることが好ましい。（小原委員）
- ・ユーザーや代理人などの外部と意見交換や意見聴取の機会を、より増やすことが好ましい。（中村委員）
- ・検証については、不適合（内部で定めた基準通りとなっていない審査結果）としてあり得るもののタイプを明確にした上で、この流出を防ぐために行っている検証ゲートとの対応付けを行うことが好ましい。（中條委員）

(6) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

評価項目⑨ 評価項目①～⑤の改善状況に関するもの

評価項目⑩ 評価項目⑥～⑧の改善状況に関するもの

- ・組織的な体制作りは進められているものと理解されるが、評価手法、評価に基づく改善を明らかにすることが好ましい。（相澤委員長）
- ・品質の定量評価のための指標について、海外庁における目標設定状況の調査結果も踏まえ、要否を含めて継続的に検討することが好ましい。（田沼委員）
- ・「品質ポリシーー品質目標（複数）ー改善活動（複数）」の関連を系統図で整理することが好ましい。その上で、各改善活動を関連する品質目標と対応付けて評価することが好ましい。（中條委員）
- ・審査の過程を表したプロセスフロー図をもとに、各段階における業務の質を評価するための指標、指標に大きな影響を与える条件を明確にすることが好ましい。（中條委員）

- ・初期の計画、目的と、エクストラの効果を明確にし、より客観的な評価を可能にすることが好ましい。（竹本委員）

（7）評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・現在の情報発信の効果の検証をし、その結果を踏まえて改善を図ることが好ましい。（中村委員）

（8）その他

- ・審査の品質向上に当たっては、ここの事項がどう改善されたか、ということよりも、常に問題意識をもって、定期的に評価項目の点検を行い、その過程を外部に開示することが好ましい。（古城委員）
- ・評価基準に記載された「総合的な視点」を、体系的に定義することが好ましい。（竹本委員）

2. 意匠

(1) 評価項目③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- ・職員全員の品質管理に対する知識・能力を計画的に高めていくことが重要であり、職位・担当業務ごとにどのような品質管理の教育・研修を行うかを明確にすることが好ましい。(中條委員)

(2) 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・国際的に遜色のない体制・人員配置を確立することが好ましい。(竹本委員)

(3) 評価項目⑤ 品質管理体制に関するもの

- ・国際的に遜色のない体制・人員配置を確立することが好ましい。(竹本委員)
- ・品質関連施策の企画・立案を客観的かつ一元的に行う部署の整備を進めることが好ましい。(浅見委員、小原委員、田沼委員、長澤委員)
- ・兼任の品質管理官を専任化することが好ましい。(長澤委員)
- ・品質監査の本格的な実施に向けた体制及び必要なシステム開発の整備を進めることが好ましい。(浅見委員、小原委員、田沼委員、長澤委員)

(4) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・判断のばらつきを低減させるため、協議対象案件の検討と協議の継続的な実施を進めることが好ましい。(小原委員)
- ・産業動向の変化やユーザーニーズを踏まえた意匠審査基準を見直しを図ることが好ましい。(長澤委員)

(5) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・国際意匠登録出願の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実を図ることが好ましい。(浅見委員、田沼委員、長澤委員、中村委員)
- ・画像デザインの保護拡充後の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実を図ることが好ましい。(浅見委員)
- ・ユーザーや代理人などの外部と意見交換や意見聴取の機会を、より増やすことが好ましい。(中村委員)
- ・よりの確にユーザーの意見を聴取するための、ユーザー評価調査実施手法を見直しを図ることが好ましい。(小原委員、田沼委員)
- ・検証については、不適合(内部で定めた基準通りとなっていない審査結果)としてあり得るもののタイプを明確にした上で、この流出を防ぐために行っている検証ゲートとの対応付けを行うことが好ましい。(中條委員)

(6) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

評価項目⑨ 評価項目①～⑤の改善状況に関するもの

評価項目⑩ 評価項目⑥～⑧の改善状況に関するもの

- ・品質管理体制について、特許庁全体の協力でその整備が進んでいるとは理解されるが、評価方法の確立を含め、十分とまでは言えないのであり、今後も改善していくことが好ましい。(相澤委員長)
- ・「品質ポリシーー品質目標(複数)ー改善活動(複数)」の関連を系統図で整理することが好ましい。その上で、各改善活動を関連する品質目標と対応付けて評価することが好ましい。(中條委員)
- ・審査の過程を表したプロセスフロー図をもとに、各段階における業務の質を評価するための指標、指標に大きな影響を与える条件を明確にすることが好ましい。(中條委員)
- ・初期の計画、目的とエクストラの効果を明確にし、より客観的な評価を可能にすることが好ましい。(竹本委員)

(7) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・今後も海外特許庁との継続的な協力関係の構築を図ることが好ましい。(竹本委員)
- ・現在の情報発信の効果の検証をし、その結果を踏まえた改善を図ることが好ましい。(中村委員)
- ・JPOの品質管理の取組の国際的な情報発信と、外国庁の品質管理に関する取組のさらなる情報収集を進めることが好ましい。(田沼委員、長澤委員)

(8) その他

- ・審査の品質向上に当たっては、ここの事項がどう改善されたか、ということよりも、常に問題意識をもって、定期的に評価項目の点検を行い、その過程を外部に開示することが好ましい。(古城委員)
- ・評価基準に記載された「総合的な視点」について、体系的に定義することが好ましい。(竹本委員)

3. 商標

(1) 評価項目③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知に関するもの

- ・職員全員の品質管理に対する知識・能力を計画的に高めていくことが重要であり、職位・担当業務ごとにどのような品質管理の教育・研修を行うかを明確にすることが好ましい。（中條委員）

(2) 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・新しいタイプの商標審査が適切に行われるための体制を整備することが好ましい。（浅見委員）
- ・適正な審査官数の確保及びその育成の充実を図ることが好ましい。（小原委員、田沼委員、長澤委員）
- ・国際的に遜色のない体制・人員配置を確立することが好ましい。（竹本委員）

(3) 評価項目⑤ 品質管理体制に関するもの

- ・品質関連施策の企画・立案を客観的かつ一元的に行う部署の整備を進めることが好ましい。（浅見委員、田沼委員、長澤委員）
- ・国際的に遜色のない体制・人員配置を確立することが好ましい。（竹本委員）

(4) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・産業動向の変化やユーザーニーズを踏まえた商標審査基準の見直しを図ることが好ましい。（田沼委員、長澤委員）
- ・ユーザーや代理人などの外部と意見交換や意見聴取の機会を増やし、審査基準などに反映させることが好ましい。（中村委員）

(5) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・発送前に品質監査を行うなど品質監査の本格的な実施に向けた体制整備を進めることが好ましい。（浅見委員）
- ・品質監査の本格的な実施に向けた体制及び必要なシステム開発の整備を進めることが好ましい。（小原委員、田沼委員、長澤委員）
- ・よりの確にユーザーの意見を聴取するための、ユーザー評価調査実施手法および分析手法の見直しを図ることが好ましい。（小原委員、田沼委員）
- ・検証については、不適合（内部で定めた基準通りとなっていない審査結果）としてあり得るもののタイプを明確にした上で、この流出を防ぐために行っている検証ゲートとの対応付けを行うことが好ましい。（中條委員）

(6) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

評価項目⑨ 評価項目①～⑤の改善状況に関するもの

評価項目⑩ 評価項目⑥～⑧の改善状況に関するもの

- ・品質の改善に向けた取組はなされているが、評価の方法が明らかではなく、評価に基づく、改善の方法も明らかにすることが好ましい。（相澤委員長）
- ・「品質ポリシー―品質目標（複数）―改善活動（複数）」の関連を系統図で整理することが好ましい。その上で、各改善活動を関連する品質目標と対応付けて評価することが好ましい。（中條委員）
- ・審査の過程を表したプロセスフロー図をもとに、各段階における業務の質を評価するための指標、指標に大きな影響を与える条件を明確にすることが好ましい。（中條委員）
- ・初期の計画、目的とエクストラの効果を明確にし、より客観的な評価を可能にすることが好ましい。（竹本委員）

(7) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・現在の情報発信の効果の検証をし、その結果を踏まえて改善を図ることが好ましい。（中村委員）
- ・JPOの品質管理の取組の国際的な情報発信の継続と対象国の拡大を図ることが好ましい。（長澤委員）

(8) その他

- ・審査の品質向上に当たっては、個々の事項がどう改善されたか、ということよりも、常に問題意識をもって、定期的に評価項目の点検を行い、その過程を外部に開示することが好ましい。（古城委員）
- ・外国の審査の動向、日本の技術開発等の実情に沿った質の高い審査の実現を図ることが好ましい。（飯村委員）
- ・評価基準に記載された「総合的な視点」について、体系的に定義することが好ましい。（竹本委員）